

施設の整備の充実

(社会・援護局に一括計上)

○ 保育所緊急整備

新エンゼルプランに基づく多機能保育所等の整備に加え、待機児童ゼロ作戦による保育所受入れ児童数の増大を図るための整備を推進する。

○ 児童相談所（一時保護所）における居室の個室化の推進

被虐待児と非行児童の混合処遇の改善及び中・高校生等に対する教育の充実を図るため、個室を整備する場合の補助単価を創設する。

○ 地域小規模児童養護施設の整備

被虐待児等を家庭的な環境の中で養護する地域小規模児童養護施設の整備費を創設する。

○ 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設の整備

地域社会の中の小規模な施設で生活することによって、母子家庭の自立を促進するため、小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設の整備費を創設する。

○ 子育て支援のための拠点施設の拡充

- ・ 設置主体の拡大
設置主体を市町村から社会福祉法人にまで拡大する。
- ・ 障害児通園事業との交流における改善
放課後児童クラブと障害児通園事業を連携し実施する場合に交流スペースの整備補助を加算する。

- 被虐待児童の受入体制を整備するための独立行政法人福祉医療機構融資の特例措置の延長（再掲）

現行の特例措置の期限（平成15年度末）を3年間延長し、平成18年度末とする。

- 児童自立生活援助事業に係る施設に対する独立行政法人福祉医療機構融資の貸付けの相手方の拡大（再掲）

児童自立生活援助事業に係る施設に対する貸付けの相手方に民法第34条法人等を追加する。

《 490,285百万円 → 508,730百万円 》

施 設 の 運 営 の 充 実

- 保育所の受入れ児童数の増大（再掲）

200.0万人 → 204.5万人

- 入所児童処遇費の改善

里親手当、就職支度費等の改善

平成15年度税制改正に関連した「少子化対策の施策」の概要
(事項として要求し、予算編成過程で検討)

1 児童手当の充実

児童手当支給対象年齢等の見直し。見直しの具体的内容は予算編成過程で検討。

2 その他の少子化対策

(1) 地域における子育て支援事業の充実

①子育て家庭地域支援事業(仮称)の創設

子育て中の親子が相談・交流できる「つどいの場」や一時預かり事業について、地域のボランティアなども活用しつつ、身近な場での設置を推進する。

②病後児保育(乳幼児健康支援一時預かり事業)の拡充

保育所に通所中の児童等が病気回復期であり、集団保育が困難となる間、当該児童を保育所・病院等において一時的に預かる、または、保護者の入院等で緊急に保育が必要となる際に保育士等を派遣する事業を行う。

③育児支援家庭訪問事業の創設

児童虐待に至ってしまうことの多い出産後間もない時期等、様々な原因で養育が困難になっている家庭に対して、育児・家事等の援助や、具体的な技術指導を行うことにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る。

④小児救急医療体制の充実

地域の小児科医による夜間の小児患者の保護者等向けの電話相談体制を整備するとともに、地域の内科医等を対象とした小児救急に関する医師研修事業等を実施し、地域の小児救急医療体制の補強と医療機関の機能分化を推進し、患者の症状に応じた適切な医療が受けられるようにする。

⑤子育て支援基盤整備事業の創設

改正児童福祉法における子育て支援事業の法定化等を踏まえ、市町村の子育て支援事業のサービスの充実・調整を図る。

⑥子育て支援総合推進モデル事業の創設

子育て支援を先進的・総合的に推進する市町村及び都道府県をモデル自治体として指定して事業展開を図り、全国的な子育て支援施策の取組の強化に資する。

(2) 児童虐待防止対策の充実

①施設の小規模化の推進

(地域小規模児童養護施設の拡充及び児童養護施設のユニット化推進)

民間住宅等を利用して施設入所児童をより家庭的な環境の中で養護するための地域小規模児童養護施設の拡充及び大舎制など1舎における多数の児童による集団処遇から少数による処遇への転換を図るために施設のユニット化を推進する。

②ケア担当職員の質的・量的充実

(家庭支援専門相談員の配置、個別対応職員の配置の拡充)

児童養護施設等の機能を強化するため、施設入所前から退所に至る総合的な家族調整を担う家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）や、被虐待児個別担当職員の配置の大幅な拡充を図る。

③里親支援の拡充（里親への生活援助等や里親相互間の援助）

児童相談所において研修の上登録された者が、里親からの援助の求めに応じて派遣する里親養育援助事業を創設するとともに、里親自身の養育技術の向上等を図る里親養育相互援助事業等を実施する。また、専門里親に対する専門的な研修（応用研修）の実施力所数の拡充を図る。

④年長児童に対する支援（自立援助ホームの拡充）

義務教育終了後、児童養護施設等を退所し、就職する児童等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居において、生活設計や就労等に関する相談や日常生活上の援助及び生活指導を行う児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の拡充を図る。

(3) 不妊治療の経済的支援

次世代育成支援の一環として、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する。

(4) 新たな小児慢性特定疾患対策の確立

小児慢性特定疾患治療研究事業を見直し、小児慢性特定疾患を持つ患者に対する安定的な制度として、法整備を含めた制度の改善・重点化を行う。

地域における子育て支援の基盤整備

背景と現状

- 子育て家庭の孤立、負担感の増大。
- 地域（コミュニティ）における子育て力の低下。
 - ※子育てへの負担感が大と感じる人の割合
(共働き家庭) 女性 29.1% (片働き家庭) 女性 45.3%
 - ※子育てに自信がなくなることがよくある又は時々あると感じる人の割合
(共働き家庭) 女性 46.7% (専業主婦) 70.0%
- 子育て支援事業の現状は不十分。
 - ※一時保育 1,144 病後児保育 251 つどいの広場 23 (実施市町村数・平成14年度実績)

すべての子育て家庭への支援が必要

立法措置

児童福祉法の一部改正

- 「子育て支援事業」を児童福祉法に位置づけ、市町村において、総合的に推進。

- 「次世代育成支援対策推進法」に基づき、市町村等が行動計画を策定し、10年間の集中的・計画的な取組を推進。

次世代育成支援対策推進法

市町村における子育て支援事業の拡充を支援

○ 子育て支援事業の拡充

- ① 乳幼児のいる子育て家庭を対象に、身近な場所での「親と子のつどいの場」及び「一時預かり事業」を拡充
〈子育て家庭地域支援事業（仮称）の創設〉
- ② 乳幼児の病後児保育（乳幼児健康支援一時預かり事業）の拡充
- ③ 育児困難な家庭や出産直後の家庭等を訪問し、育児等を支援する事業の創設
〈育児支援家庭訪問事業の創設〉
- ④ 小児救急医療体制の充実
- ⑤ 子育て支援基盤整備事業の創設
それぞれの子育て家庭に適切な子育て支援事業が提供されるよう、各市町村における体制を整備
- ⑥ 子育て支援総合推進モデル事業の創設
各自治体における総合的な取組を促進するため、先駆的な自治体へ助成
【市町村分】各県1か所程度 【都道府県分】10か所程度

児童虐待防止対策の推進

【現状と課題】

- 施設入所児童のうち、虐待を受けた児童は逐年増加し5割を超える現状
- 虐待を受けた児童の心身の安定を図るためには一層の個別的、きめ細やかな支援が必要
- 虐待を受けた児童を養育する里親に重い負担感
- 虐待を受けた児童が施設を退所する段階で直ちに「自立」をすることは極めて難しい現状

【取り組みの方向】

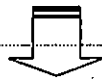
- 施設の小規模化の推進
(地域小規模児童養護施設の大幅な拡充、ユニット化の推進)
- ケア担当職員の質的・量的充実
(個別対応職員の配置の拡充や家庭支援専門相談員の配置)
- 里親支援の拡充
(里親への生活援助等や里親相互間の援助)
- 年長児童に対する支援
(自立援助ホームの拡充)

虐待を受けた児童の社会的自立の促進

不妊治療費の助成について

【現状と問題点】

- ◎多くの夫婦が不妊に悩み、不妊治療を受ける夫婦も年々増加
(10組に1組の夫婦が不妊といわれている)
- ◎重い経済的負担
 - ・人工授精、体外受精、顕微授精は医療保険が適用されず、高額
の医療費を全額自己負担
 - ・繰り返しの治療が必要
(体外受精 約30万円/回、顕微授精 約40万円/回 (平均))
- ◎経済的な理由から子どもを諦めざるを得ない夫婦の存在



- 不妊治療の経済的支援策を求める国民の声
- 少子化対策推進関係閣僚会議において「経済面を含めた支援の在り方について検討する」とこととされた



不妊治療費助成制度 (案)

目的

次世代育成支援の一環として、不妊治療の経済的負担の軽減を図る

助成の内容

体外受精・顕微授精に要する費用の一部を助成

相談機関との連携

不妊専門相談センター(新エンゼルプランにおいて平成16年度までに47か所整備)との連携

実施時期

平成16年度から実施

小児慢性特定疾患治療研究事業の 見直し・安定化について

現状の問題点

- 給付対象外の重症疾患・重症患者の存在
- 医療の進歩による軽症患者の混在
- 法的裏付けのない制度としての位置づけ

制度見直し

- 給付内容の改善・重点化
対象疾患追加・通院対象者(重症者)の追加
重症患者への重点化・軽症患者の除外
対象年齢の整理 等
- 応分の患者負担
低所得者層への配慮
- 法制化による安定化
児童福祉法への位置づけ

【給付内容の改善と重点化・安定した法定事業】

新たな小児慢性特定疾患対策の確立

新エンゼルプランの着実な推進

・平成12年度を初年度とする新エンゼルプラン ～16年度まで

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	16年度目標値
○低年齢児の受入れの拡大	(59.3) 59.8 万人	(62.4) 61.8 万人	64.4 万人	67.4 万人	70.4 万人	68 万人
○延長保育の推進	(8,052) 8,000 か所	(9,431) 9,000 か所	10,000 か所	11,500 か所	13,500 か所	10,000 か所
○休日保育の推進	(152) 100 か所	(271) 200 か所	450 か所	500 か所	750 か所	300 か所
○乳幼児健康支援一時預かりの推進	(132) 200 市町村	(206) 275 市町村	350 市町村	425 市町村	500 市町村	500 市町村
○多機能保育所等の整備	(333) 305 か所 11' 補正 88 か所 計 393 か所	(291) 298 か所 12' 補正 88 か所 累計 779 か所	268 か所 13' 1次補正 83 か所 13' 2次補正 76 か所 累計 1,206 か所	268 か所 14' 補正 48 か所 累計 1,522 か所	268 か所 累計 1,790 か所 総計 【2,180 か所】	計 2,000 か所
○地域子育て支援センターの整備	(1,376) 1,800 か所	(1,791) 2,100 か所	2,400 か所	2,700 か所	3,000 か所	3,000 か所
○一時保育の推進	(1,700) 1,800 か所	(3,068) 2,500 か所	3,500 か所	4,500 か所	5,000 か所	3,000 か所
○ファミリー・サポート・センターの整備	(116) 82 か所	(193) 182 か所	286 か所	355 か所	385 か所	180 か所
○放課後児童クラブの推進	(9,401) 9,500 か所	(9,873) 10,000 か所	10,800 か所	11,600 か所	12,400 か所	11,500 か所
○フレイフレー・テレフォン事業の整備	(39) 39都道府県	(43) 43都道府県	47 都道府県	47 都道府県	47 都道府県	47 都道府県
○再就職希望登録者支援事業の整備	(24) 24都道府県	(33) 33都道府県	47 都道府県	47 都道府県	47 都道府県	47 都道府県
○周産期医療ネットワークの整備	(14) 13都道府県	(16) 20都道府県	28 都道府県	37 都道府県	47 都道府県	47 都道府県
○小児救急医療支援の推進	(51) 240 地区	(74) 240 地区	300 地区	300 地区	300 地区	13年度) 360 地区 2次医療圏)
○不妊専門相談センターの整備	(18) 24 か所	(24) 30 か所	36 か所	42 か所	47 か所	47 か所

- (注) 1. 待機児童ゼロ作戦を推進するため、16年度においては、保育所の受入れ児童数を約5万人増加させることとしている。
 2. 多機能保育所等の整備の16年度目標値累計2,000か所及び16年度の総計【 】については、少子化対策臨時特例交付金による計画数390か所を含む。
 3. 12年度、13年度の上段()は実績値。

多様な働き方を可能とする労働環境の整備

《 2,402百万円 → 2,129百万円 》

多様で柔軟な働き方を可能とする労働環境の整備

(1) パートタイム労働者と正社員との均衡処遇の推進 508百万円

パートタイム労働者と正社員との均衡の確保に向けた先駆的、モデル的な取組を行う事業主を支援すること等により、パートタイム労働者と正社員との間の均衡処遇の浸透・定着に向けた環境整備を図る。

(2) 在宅就業対策の推進 57百万円

在宅就業を支援するため、在宅就業者に対して自己診断システムの提供・Eラーニングによる能力開発等を行うほか各種情報提供・相談援助を行う。

(3) 多様就業型ワークシェアリング導入モデル開発事業の実施 220百万円

個人の生活設計に応じた柔軟で多様な働き方を選択できる「多様就業型ワークシェアリング」について、短時間正社員制度導入モデルの開発を進めるとともに、ワークシェアリングに関する普及啓発を行う。

男女雇用機会均等確保対策の推進

- (1) 実質的な均等取扱いを確保するための行政指導の徹底及び個別紛争の
解決援助の促進 680百万円

男女雇用機会均等法に基づく雇用管理が実現されるよう法令の周知徹底を図り、採用・配置・昇進を中心とした実質的な均等取扱いを確保するための行政指導を展開するとともに、事業主と女性労働者の間の個別紛争の解決援助を促進する。

- (2) ポジティブ・アクションの促進 766百万円

個々の企業がポジティブ・アクション（女性の能力発揮促進のための企業の積極的取組）を推進するための目標を設定する際に活用できるベンチマーク（自社の状況を知ることができるものさしとなる値）の提供や、企業における取組の具体的なノウハウを提供するセミナー等を開催するとともに、経営者団体と連携して協議会を開催すること等により、ポジティブ・アクションの一層の促進を図る。

- (3) 男女間の賃金格差解消に向けての支援 87百万円

男女間の賃金格差の解消に向けて、労使が自主的に取り組むためのガイドラインの周知・啓発を行うとともに、格差の要因となっている男女間で差が見られる配置、昇進や業務の与え方等の改善を図るため、男女の固定的な役割分担意識を解消するプログラムの開発・企業への情報提供を行う。